

特定非営利活動法人
京都人権啓発センター・ネットからすま

定 款

「特定非営利活動法人 京都人権啓発センター・ネットからすま」定款

第一章 総則

(名称)

第一条

本法人は、特定非営利活動法人 京都人権啓発センター・ネットからすま という

(事務所)

第二条

本法人は、主たる事務所を京都市北区小山下総町5番地の1に置く。

(目的)

第三条

本法人は、部落問題に関する課題の研究を行い、広く人権擁護に関する事業を行うとともに、「同和」地区の住環境の向上及び健康福祉の増進を図り、交易の増進に寄与することを目的とする。

第二章 活動の種類及び当該活動に係る事業の種類

(特定非営利活動の種類)

第四条

本法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健及び福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化および芸術の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第五条

本法人は、第三条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 人権問題研究に係わる事業
- (2) 人権問題の啓発活動に係わる事業
- (3) 「同和」地区のまちづくりの支援及び住環境の向上を図るための事業
- (4) 「同和」地区の保険、医療及び福祉に係わる事業

第三章 会員

(会員)

第六条

本法人の会員は、次の2種類とし、そのうち正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、会員総会の議決権を必要としないもの。

(入会)

第七条

- 1 正会員および賛助会員は、次の条件を備えなければならない。
 - (1) 個の定款に従えるもの。
 - (2) 入会金及び会費が納められるもの。
- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める会員の種別を記載した入会申込書により申し込むものとし、理事長はそのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときには、速やかに理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第八条

正会員および賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第九条

正会員および賛助会員が以下の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 個人にあつては死亡したとき。団体にあつてはその法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第十条

正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、いつでも退会することができる。

(除名)

第十一条

正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その正会員及び賛助会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 個の定款に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第十二条

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員

(種類及び定款)

第十三条

- 1 本法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上18名以内。
 - (2) 監事 1名。
- 2 理事のうち、一人を理事長とする。
- 3 理事のうち、理事長を除く一人を専務理事とする。
- 4 必要がある場合、理事長及び専務理事を除く理事の中から副理事長をおくことができる。

(選任)

第十四条

- 1 理事及び監事は、会員総会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 専務理事は、理事の互選とする。
- 4 副理事長を置く場合は、理事の互選とする。

(理事長の代表権及び職務)

第十五条

- 1 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 専務理事は、理事長を補佐しあるいは代理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 副理事長は、本法人の諸事業のうち特に理事長から委嘱を受けた事業を統括する。

(理事の職務)

第一六条

理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、理事は本法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第十七条

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 全豪の報告をするために必要がある場合には、会員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(監事の兼職禁止)

第十八条

監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(欠格事由)

第十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることはできない。

- (1) 成年被後見人又は被補佐人。
- (2) 破産者で復権を得ないもの。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年以上を経過しないもの。
- (4) 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は警報（明治四十年法律第四十五条）第二百四条、第二百六条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの。

(親族等の排除)

第二十条

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三を超えて含まれることになってはならない。

(欠員補充)

第二十一条

理事又は幹事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(届出)

第二十二条

役員は、住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(任期)

第二十三条

- 1 役員任期は、二年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員任期は、その前任者の任期の残存期間とする。
- 3 増員のため就任した役員任期は、現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了時においても、後継者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし解任の時はこの限りではない。

(解任)

第二十五条

- 1 役員が第十九条の各号のいずれかに該当するに至ったときは、解任する。
- 2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会員総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (4) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第二十六条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で、報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を法人に請求することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第五章 会員総会

(会員総会)

第二十七条

- 1 本法人の最高議決機関は正会員をもって構成する会員総会である。
- 2 会員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(機能)

第二十八条

会員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散又は合併。
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬。
- (6) 法人の組織及び運営。
- (7) 正会員および賛助会員の入会金及び会費の額。
- (8) 長期借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄に該当する事項。
- (9) 本法人の運営に関して、理事会が会員総会の議題として提起する事項又は正会員総数の5分の1以上から書面をもって議決の請求があった事項。
- (10) 監事が招集する会員総会で感じが議決する必要があるとする事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第二十九条

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議開催の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第十七条第1項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第三十条

- 1 会員総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。
- 4 臨時総会を招集するときは、ファックス又は電子メールをもって、前項の書面による通知とすることができる。

(議長)

第三十一条

- 1 会員総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。
- 2 議長は、可否同数の場合を除いて、会員総会の議事の議決に加わるできない。

(充足数)

第三十二条

- 1 会員総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事長は、前項の規定により会員総会が開催されなかったときは、その日から20日以内に改めて会員総会を招集しなければならない。
- 3 前項の会員総会の招集の通知は、第三十条第4項の規定による。

(議決)

第三十三条

- 1 会員総会における議決事項は、第三十条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項に限られる。
- 2 会員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 3 正会員の評決票は各1票とし、やむを得ない理由により会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。
- 4 前項の規定により評決した正会員は、前条及び本上の規定の適用においては出席したものとみなす。
- 5 会員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 6 前項の規定により議事の議決に加わらなかった正会員は、その議事の議決に関する前条及び本条の規定の適用において、正会員総数から差し引いて勘案する。

(議事録)

第三十四条

- 1 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員数及び出席者数（書面評決者又は評決委任者がある場合、及び特別の利害関係を有する理由で、当該議事の議決に加わらなかった正会員がある場合は、その数を付記する。）
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

(賛助会員)

第三十五条

- 1 賛助会員は、会員総会に出席することができる。ただし、第三十二条第1項に規定する出席者数にこれをふくめないとともに、第三十三条の各項に規定する議決に加わることができない。
- 2 賛助会員に対する会員総会開催の案内は、その会員総会を招集する者が第三十条の規定を準用して通知しなければならない。

第六章 理事会

(構成と機能)

第三十六条

- 1 理事会は理事をもって構成する。
- 2 理事会は、定例理事会、臨時理事会及び緊急理事会の3種とする。
- 3 理事会は、この定款に別に定める事項とその議案
 - (1) 会員総会に付議すべき事項とその議案
 - (2) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 理事長の提案により理事長代理、副理事長あるいは専務理事を置く場合はその選任
 - (4) 事務職員音採用等に関する事項
 - (5) その他、会員総会の議決を要しない本法人の日常運営業務に関する事項

(開催)

第三十七条

- 1 理事会は理事長が招集して開催する。
- 2 定例理事会は、年に1回以上開催する。
- 3 臨時理事会の開催は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合は適宜開催する。
 - (2) 3名以上の理事が議題を示して書面で開催を請求したときは、20日以内に開催する。
 - (3) 監事が第十七条第5号の規定により書面で開催を請求したときは、20日以内に開催する。
 - (4) 緊急理事会は、理事長が緊急に開催する必要を認めた場合に限り開催する。
- 4 定例理事会及び臨時理事会を開催するときは、理事長は少なくとも開催する日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第三十八条

- 1 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した理事がこれに当たる。
- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その理事会の議長になることができない。

(議決)

第三十九条

- 1 理事会における議決事項は、第三十七条の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第四十条

- 1 理事会における各理事の表決は1票とする。
- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 4 前項の規定による議事は、理事総数から当該理事を除いた数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第四十一条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面評決者がある場合、及び特別の利害関係を有する理由で、当該議事の議決に加わらなかった理事がある場合は、その旨を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその余の出席理事の中から選任された1人の理事が署名しなければならない。

第七章 資産

(構成)

第四十二条

本法人の資産は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じうる収入
- (5) 事業から生じうる収入
- (6) その他の収入

(管理)

第四十三条

本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は会員総会の議決を経て理事長が別に定める。

第八章 会計

(原則)

第四十四条

本法人の会計は、法二十七条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業年度)

第四十五条

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第四十六条

- 1 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度毎に理事長が作成し、会員総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合には、理事長は、理事会の議を経て予算成立の日までの全事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費)

第四十七条

- 1 予備超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第四十八条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、会員総会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第四十九条

- 1 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類は、事業年度終了後2か月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、会員総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第九章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第五十条

本法人が定款の変更をしようとするときは、会員総会に出席した正会員及び第三十三条第3項の規定により表決した正会員の、4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項の規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第五十一条

- 1 本法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 会員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項1の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十二条

本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、法第十一条第3項に掲げるもののうち、解散時の会員総会において定めたものに譲渡する。

(合併)

第五十三条

本法人が合併しようとするとき会員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 雑則

(公示の方法)

第五十四条

本法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第五十五条

この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は法人成立の日から施行する。
- 2 本法人の主たる事務所は、2009年6月30日の会員総会において京都市上京区大宮上立売上る西入伊佐町191番地から、京都市北区小山下総町5番地の1京都府部落解放センター内に変更された。
- 3 本法人の役員は、2017年6月21日の会員総会において次のとおり変更された。

理事長	土肥 俊子
専務理事	宮崎 茂
理事	雨森 慶為
理事	栄井 香代子
理事	中野 冬美
理事	古谷 宏
理事	廣瀬 光太郎
理事	村上 光幸
監事	村井 孝次

- 4 本法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 (入会金5,000円、年会費2,000円)
 - (2) 賛助会員 (入会金3,000円、年会費1,000円)

これは現行定款である

理事長 土肥 俊子